

健康保険証の廃止についてのご案内

令和6年12月2日に健康保険証は廃止となり、今後はご自身で『マイナ保険証』を準備し、マイナ保険証を使って医療機関等にかかる仕組みとなりました。まだ準備がお済でない方は、速やかに『マイナ保険証』の準備をお願いします。



マイナ保険証の準備

- ① マイナンバーカードの取得
お住いの市区町村役所でお手続きし、マイナンバーカードを取得してください。
- ② マイナンバーカードの保険証利用登録
マイナポータルやお近くのセブンイレブンのATM、医療機関窓口のカードリーダーを使って、マイナンバーカードの保険証利用登録をしてください。
※保険証利用登録方法の詳細は厚生労働省 HP でも確認できます 
- ③ マイナポータルで健康保険資格情報の確認
マイナポータルにログインし、健康保険の資格情報の内容を確認のうえ、スマートフォンにこの資格情報 (PDF) をダウンロードしてください。ダウンロードした PDF は健康保険の情報確認 (記号番号等) に利用できます。

マイナ保険証が利用できない方

現在お持ちの保険証は、経過措置として令和7年12月1日まで利用できます。
経過措置終了後もやむを得ずマイナ保険証の利用ができない状況にある方は、経過措置期間が終了する前の令和7年11月頃に事業所経由で「資格確認書」を交付する予定です。
なお、経過措置期間中に保険証を紛失し、やむを得ずマイナ保険証の利用ができない状況にある方は「健康保険証滅失届」、「資格確認書交付申請書」の届出により「資格確認書」を交付いたします。

受診方法	令和7年												令和8年					
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
マイナ保険証	経過措置期間 (令和7年12月1日まで)																	
やむを得ずマイナ保険証を利用できない方	経過措置期間 (令和7年12月1日まで) 【経過措置終了後は健康保険証の使用不可】																	
健康保険証	経過措置期間 (令和7年12月1日まで) 【経過措置終了後は健康保険証の使用不可】																	
資格確認書	R6.12.2											R7.12.2						

健康保険証の経過措置終了時点で、マイナ保険証を利用できない状況にある方に交付 (令和7年11月頃に一斉交付予定)

健康保険証廃止にかかるQ & A

Q マイナ保険証とは？

A マイナ保険証とは、マイナンバーカードに保険証利用登録をしたものです。保険証利用登録はマイナポータルや医療機関などの窓口にあるカードリーダー、セブシレブンのATMで行うことができます。

Q 健康保険証を紛失しました。再交付はできますか？

A 従来の健康保険証については令和6年12月2日以降は再交付できません。今後はマイナ保険証をご利用いただくようお願いいたします。なお、やむを得ずマイナ保険証を利用できない方には、「資格確認書」を交付しますので、「健康保険証滅失届」、「資格確認書交付申請書」をご提出ください。

Q 資格確認書とは？

A 資格確認書は、やむを得ずマイナンバーカードを取得していない方など、マイナ保険証を利用することができない状況にある方に交付するもので、医療機関等を受診する際に提示することで保険診療を受けることができます。

Q マイナ保険証を利用することができない状況とは？

A マイナ保険証を利用できない状況とは、法令により以下の理由のみが認められています。

- ① マイナンバーカードを取得していない
- ② マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない
- ③ マイナ保険証利用登録の解除を申請した
- ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた
- ⑤ マイナンバーカードを返納した
- ⑥ マイナンバーカードを紛失した
- ⑦ マイナンバーカードの更新中
- ⑧ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある

Q マイナ保険証を持っていますが、資格確認書も念のため申請することはできますか？

A 申請することはできません。

Q 資格確認書には有効期限はありますか？

A 資格確認書の有効期限は、交付日から次に到来する11月30日まで（交付日が10月1日から11月30日までは翌年11月30日）